

□質疑・質問の取りやめについて（現行の基本的な運用）

質疑者名の通告前/一般質問の主意通告前

- ・ 通告時点で行わない旨事務局に伝えるのみ（特に議運等での報告は行わない）

質疑者名の通告後/一般質問の主意通告後

①議会運営委員会の開会が予定されている場合

- ◇ 当該会派の議会運営委員が委員会で申し出る
- ◇ 議長は、本会議では取りやめについて特に触れない

②議会運営委員会の開会が予定されておらず、質疑質問日の本会議が開かれる前の場合

- ◇ 正副議長、正副議運委員長に伝えるとともに、各会派にもその旨言って回る
(その時点の状況で若干の運用の違いはあるかもしれないが、基本的にはこのような運用を事務局から助言している)
- ◇ 議長は、本会議では取りやめについて特に触れない

③質疑質問日の本会議が開かれた後の場合

- ◇ 基本的な運用は特になし

<事例>

- ・ 報告に対する質疑の際に自席で行わない旨発言し、取りやめた（H24.3定 本会議）
- ・ 本会議休憩中に「議案質疑の取りやめについて」のみを議題として議運を開き、取りやめの確認をした。（H27.4定 議運）また、議長は本会議で取りやめの申し出があった旨発言した（H27.4定 本会議）
- ・ 議案質疑が出尽くしたため、その場で取りやめる場合の運用について協議した。その際、議場で取りやめる旨の発言をしてもらったほうがいいのかとの議論があった（H30.4定 議運）

《今後の運用案》

本会議場で通常どおり挙手をする。指名されたのち、質疑・質問を取りやめる旨、その場で発言する。